

議会改革に関する検討結果

第 11 回報告書

令和 7 年 5 月

議会改革推進特別委員会

令和 7 年 5 月 13 日

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 11 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

記

【検討項目】文書質問について

議員が議長を経由して、市長に対して文書により質問を行い、回答を求める文書質問について、以下の理由から浜田市議会における現時点での導入は見送ることとした。

- 1 浜田市議会では通年会期制を採用していることから、閉会期間は存在せず、常に議会として活動している。特に 3 常任委員会では所管事務調査を積極的に行っていることから委員会が活発に開催されており、また全員協議会も適宜開催されていることから、各議員が必要に応じて質疑や質問を行える状況にあるため。
- 2 年 4 回の定例会議において、毎回多くの議員が個人一般質問を行っており（令和 6 年度の個人一般質問平均通告率は約 88%）、議員が質問の機会を十分に活用している状況にあるため。
- 3 令和 4 年度から委員会代表質問を導入しており、議員（委員）は常任委員会における自主的な調査研究を踏まえ、委員会での意思統一が図られた事項について、より専門的な視点を生かした質問を行える状況にあるため。

以上